

障害者福祉の手引き

五所川原市福祉事務所 家庭福祉課 障害福祉係

TEL 0173-35-2111 (内線 2482~2487)

FAX 0173-35-3617

メールアドレス

syougai-fukushi@city.goshogawara.lg.jp

(金木総合支所 (内線 3112))

(市浦総合支所 (内線 4065))

この冊子は、障害者手帳をもっておられる方に利用していただける福祉サービスをまとめたものです。

なお、制度によっては、記載されている以外に細かい制限や助成枠などもありますので、実際に各制度を利用される場合には、福祉事務所または関係機関にご相談ください。

I 手帳の交付について..... 1

II 福祉サービスについて..... 2

支援制度		18	声の広報
1	自立支援医療	19	意思疎通支援者派遣事業
2	補装具費の支給	手当や年金に関する制度	
3	支援給付	20	特別障害者手当
4	障害児通所支援	21	障害児福祉手当
日常生活の充実のための制度		22	重度心身障害者医療費助成制度
5	移動支援事業	23	障害基礎年金
6	日中一時支援事業	24	特別児童扶養手当
7	地域活動支援センター事業	25	心身障害者扶養共済
8	相談支援事業	各種減免・割引等制度	
9	住宅入居等支援事業	26	駐車禁止規制除外指定
10	成年後見制度利用支援事業	27	バス・タクシー運賃の割引
11	訪問入浴サービス事業	28	国内航空運賃の割引
12	日常生活用具の給付・貸与	29	J R運賃の割引
13	職親制度	30	自動車有料道路通行料金の割引
14	福祉タクシー事業	31	N H K放送受信料の減免
15	身体障害者自動車運転免許取得の助成	32	N T T 無料番号案内
16	身体障害者自動車改造費の助成	33	携帯電話使用料割引
17	生活支援事業	34	青森県立図書館障害者配本サービス

III その他

1	税の減免等.....	11
2	相談事業所・各相談員・各障害者関係団体.....	15

※ 福祉サービスの詳細について

1	障害福祉サービス一覧.....	17
2	日常生活用具の紹介、補装具費の支給.....	18
3	J R旅客運賃割引.....	25
4	更新手続.....	26
5	障害福祉サービス対象障害一覧.....	27

I 手帳の交付について

身体障害者手帳の交付について	愛護手帳（療育手帳）の交付について	精神障害者保健福祉手帳の交付について
<p>身体に障害を持つ人が法に定める障害を有する場合、本人又は保護者（15才未満の方の場合）の申請に基づき知事より、「身体障害者手帳」が交付され、この手帳を持っている人は、様々な障害福祉施策を受けることができます。なお、制度により制限がある場合があります。</p>	<p>知的障害者の方に一貫した指導・相談を行い、いろいろな支援措置を受けるための基本として、本人又は保護者の申請に基づき知事が交付するものです。</p>	<p>精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方で、手帳の交付を希望される方を対象としており、知事が交付します。手帳の取得により、各種優遇措置や福祉サービスを受けることができます。</p>
<p>* 申請手続 *</p>	<p>* 申請手続 *</p>	<p>* 申請手続 *</p>
<p>次の書類を添えて五所川原市福祉事務所（金木総合支所、市浦総合支所）へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳交付申請書 ・指定医師の診断書 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） ・印鑑 ・保険証等の現住所が確認できるもの ・マイナンバーカード又は通知カード 	<p>次の書類を添えて五所川原市福祉事務所（金木総合支所、市浦総合支所）へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛護（療育）手帳交付申請書類一式 ・写真1枚（縦4cm×横3cm） ・印鑑 <p>※交付にあたり、18才未満の人については児童相談所で、18才以上の人については青森県障害者相談センターにおいて障害の程度を判定します。</p>	<p>次の書類を添えて五所川原市福祉事務所（金木総合支所、市浦総合支所）へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳申請書 ・診断書（精神保健福祉手帳用）又は精神障害を支給事由とした障害年金を現に受給していることを証する書類（障害年金証書等）の写し及び社会保険事務所等照会同意書 ・顔写真（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内に撮影したもの） ・印鑑 ・マイナンバーカード又は通知カード
<p>* 注意事項 *</p>	<p>* 注意事項 *</p>	<p>* 注意事項 *</p>
<p>ア 住所・氏名を変更した時は、変更の届け出をしてください。</p> <p>イ 紛失や破損した場合は再交付ができますので申請してください。</p> <p>ウ 障害程度が変更した時は、再認定の申請をしてください。</p> <p>エ 転出した場合は転出先の市町村に届け出てください。</p> <p>オ 死亡や障害が非該当になった時は手帳を必ず返還してください。</p> <p>カ 手帳を他人に譲渡したり貸したりしてはいけません。</p>	<p>ア 住所・氏名を変更した時は、変更の届け出をしてください。</p> <p>イ 紛失や破損した場合は再交付ができますので申請してください。</p> <p>ウ 障害程度の確認のため、手帳に次期判定年月日が記載されている場合は児童相談所または、青森県障害者相談センターで再判定を受けてください。</p> <p>エ 本人が死亡したり交付対象者に該当しなくなった時は手帳を返還してください。</p>	<p>ア 住所・氏名を変更した時は、変更の届け出をしてください。</p> <p>イ 紛失や破損した場合は再交付ができますので申請してください。</p> <p>ウ 有効期間は2年で、その度障害の状態を再認定</p> <p>エ 本人が死亡したり交付対象者に該当しなくなった時は手帳を返還してください。</p>

Ⅱ 福祉サービスについて

※平成25年4月から難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっております。詳細については、家庭福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

支援制度

No	種類	内容	対象者	申請に必要なもの	備考
1	自立支援医療 (更生医療)	身体の障害を軽くしたり除去するための医療を給付する。	18歳以上の身体障害者手帳を有する方で、医療を行うことにより障害を軽減又は改善するなどの治療効果が期待できると医師が認めた方。	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 身体障害者手帳 * 意見書 * 保険証 * 年金受給額が確認できるもの * 特定疾病受給者証(透析のみ) * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県障害者相談センターの判定が必要 ・ 原則として医療費の1割の医療負担あり ・ ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・ 指定医療機関のみ利用可
	自立支援医療 (育成医療)	身体の障害を軽くしたり除去するための医療を給付する。	18歳未満の身体に障害のある児童や疾患を放置した場合に障害を残すと認められる児童で、医療を行うことにより障害を軽減又は改善するなどの治療効果が期待できると医師が認めた方。	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 意見書 * 受給者の保険証 * 保護者の年金受給額が確認できるもの * 特定疾病受給者証(透析のみ) * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療用装具等の給付も含む ・ 原則として医療費の1割の医療負担あり ・ ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・ 指定医療機関のみ利用可
	自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患にかかる通院医療費の負担軽減を図る。	精神疾患のため通院（往診、デイケア、訪問看護、てんかんの治療、薬代も含む）している方	<ul style="list-style-type: none"> * 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 * 印鑑 * 自立支援医療診断書（精神通院） * 保険証 * 年金受給額が確認できるもの * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として医療費の1割の医療負担あり ・ ただし、医療保険世帯の住民税額等に応じて上限額を設定 ・ 有効期間は1年（更新は有効期限3ヶ月前から手続き可能）

支援制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
2	補装具費の支給	身体上の障害を補うための用具の購入、借受け又は修理（義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす・重度障害者用意志伝達装置など）に要する費用の支給を行う。	身体障害者手帳を持っている方で障害に関わる補装具の必要な方	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 身体障害者手帳 * 意見書（診断書）（補装具の種類により必要となる場合がある） * 見積書 * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に申し込みすること ・ 利用者負担が原則 1 割負担 ・ 世帯の前年度の住民税額等に応じて月額負担上限額の設定 ・ 補装具の種類により青森県障害者相談センターの判定が必要となる場合あり ・ 一部補装具については、介護保険による福祉用具の貸与が優先される場合あり
3	支援給付	<p>①介護給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（ホームヘルプサービス） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 重度障害者等包括支援 ・ 施設入所支援 <p>②訓練等給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 <p>※各サービスの詳しい内容は、17ページをご覧ください。</p>	<p>18歳以上の障害者</p> <p>（サービスを利用される本人の障害状況や程度を調査します）</p> <p>（介護保険のサービスを優先される場合があります）</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 各種手帳 * 年金受給額が確認できるもの * 同意書 * 保険証 * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
4	障害児通所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援 <p>※各サービスの詳しい内容は、17ページをご覧ください。</p>	<p>18歳未満の障害児</p> <p>（サービスを利用される本人の障害状況や程度を調査します）</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 各種手帳等、障害状況が確認できるもの * 同意書 * 保険証 * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定

日常生活の充実のための制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
5	移動支援事業	障害者等の外出における個別への移動支援を行う。	障害者手帳所持し、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方 (重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスを受けることができる方は除く)	* 申請書 * 印鑑 * 各種手帳 * 障害福祉サービス受給者証	・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
6	日中一時支援事業	障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う。	障害者手帳を所持し、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方	* 申請書 * 印鑑 * 各種手帳 * 障害福祉サービス受給者証	・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
7	地域活動支援センター事業	障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図るものとする。	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種手帳	無料（昼食代・材料費等の実費負担あり）
8	相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種手帳	無料
9	住宅入居等支援事業	入居に必要な調整等を行うものとする。 ① 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関する業務 ② 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種手帳	無料

日常生活の充実のための制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
10	成年後見制度利用 支援事業	申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬について、その全部または一部を助成する。	愛護手帳A又は、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる方	* 申請書 * 印鑑 * 各種手帳	助成上限額 在宅 上限28,000円 施設 上限18,000円
11	訪問入浴サービス 事業	身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。	身体障害者手帳1・2級	* 申請書 * 身体障害者手帳 * 障害福祉サービス受給者証	・ 原則として1割の自己負担あり ・ ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定
12	日常生活用具の 給付・貸与	① 在宅の重度の障害者の生活の便宜を図るため、生活用具を給付または貸与する（盲人用時計・聴覚障害者用通信装置・歩行支援用具・ネブライザーなど） ② 住宅改修は、在宅重度障害者（児）の住環境の改善及び生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付する。	① 在宅の重度の障害者又は、直腸・ぼうこう機能障害の方（ただし、品目によって給付対象が定められています） ② 下肢・体幹等運動機能障害（移動機能障害に限る）の3級以上の方	* 申請書 * 印鑑 * 身体障害者又は愛護手帳 * 見積書	・ 原則1割負担（ただし、世帯の住民税額等に応じて上限額を設定） ・ 住宅改修は原則として1回で限度額は20万円以内 ・ 一物品目については介護保険が優先されるため、介護保険に該当する者は給付を受けられない場合がある。
13	職親制度	知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導・技能習得訓練等を行うことにより、雇用促進と職場における定着性を高める。	愛護手帳所持者であり、日常生活や作業においておおむね自立している方	* 愛護手帳 * 印鑑	・ 障害の状況や、職親の仕事の状況によっては受入不可能であったり、すぐに利用できずにお待ちいただく場合もありますので、その点はご了承ください。

日常生活の充実のための制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
14	福祉タクシー事業	在宅重度心身障害者の社会参加のために使用するタクシーの料金の一部を助成する。	身体障害者手帳1級の方 愛護手帳Aの方 (ただし、自動車税減免措置を受けている方は対象となりません) (入院中、入所中の方を除く)	* 申請書 * 印鑑 * 身体障害者手帳または愛護手帳	・ 五所川原市内で営業しているタクシー会社等で利用できます。 ・ チケットは1ヶ月あたり2枚
15	身体障害者自動車運転免許取得の助成	身体障害者が教習所において訓練を受ける自動車の運転免許を取得により就労が見込まれる場合、取得に要する費用の一部を助成する。	身体障害者手帳所持者	* 申請書 * 印鑑 * 身体障害者手帳 * 免許証の写し * 教習実績書 * 通帳（郵便局以外で本人名義のもの）	・ 免許証交付を受けてから6ヶ月以内に申し込みすること。 ・ 上限度額 100,000円
16	身体障害者自動車改造費の助成	身体障害者が就労にともない自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成する。	上肢、下肢又は体幹機能障害者であって、次の要件に該当する方 ① 就労に伴い自らが所有し運転する自動車の操縦装置および駆動装置等の一部を改造	* 申請書 * 印鑑 * 身体障害者手帳 * 見積書 * 免許証 * 車検証 * 通帳（郵便局以外で本人名義のもの）	・ 事前に申し込みすること ・ 所得による制限あり ・ 支給上限度額 100,000円
17	生活支援事業	障害者が他の市町村の地域活動支援センター等を利用し、日常生活上必要な訓練・指導等を受けることにより社会復帰の促進を図る。	障害者手帳所持者	* 申請書 * 各種手帳	無料
18	声の広報	「広報ごしよがわら」をCDに吹き込み「声の広報」として自宅へ郵送する。	視覚障害者1・2級	* 登録申出書	無料
19	意思疎通支援者派遣事業	手話通訳及び要約筆記を必要とする方に手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。	聴覚障害者等	* 派遣申出書	・ 派遣場所は県内の公共施設等 ・ 事前に申し込みすること ・ 手帳所持の方の利用登録が必要

手当や年金に関する制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
20	特別障害者手当	20才以上の在宅の重度心身障害者で常時、特別の介護を要する状態にある方に対し手当を支給する。	おおむね身体障害者手帳2級以上、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等の重度障害を重複して有する方	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 各種障害者手帳 * 医師の診断書 * 年金証書（受給者のみ） * 通帳（本人名義のもの） * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手当月額26,940円（平成30年4月現在） ・ 所得による制限あり
21	障害児福祉手当	20才未満で日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態の重度心身障害児に対し、手当を支給する。	おおむね身体障害者手帳2級以上、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級等の重度障害を有する方	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 各種障害者手帳 * 医師の診断書 * 通帳（本人名義のもの） * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手当月額14,650円（平成30年4月現在） ・ 所得による制限あり
22	重度心身障害者医療費助成制度	一定要件に該当される心身障害者（児）の方が病気・ケガなどで保険医療機関等で受診されたときの医療費の自己負担を助成する。	65才未満の、身体障害者手帳1～3級（ただし、3級は内部障害のみ）、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 各種障害者手帳 * 通帳 * 健康保険証 * マイナンバーカード又は通知カード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得による制限あり（課税世帯は1割の自己負担あり）
23	障害基礎年金	国民年金に加入している期間中にかかった病気やケガにより障害を持つことになった人に対し、年金を支給する。	国民年金法施行令で定める障害等級表による保険料の納付要件あり	* 詳しくは市役所国保年金課へお問い合わせください。	

手当や年金に関する制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
24	特別児童扶養手当	心身に障害のある児童を監護、養育している方に手当を支給する。	障害児を養育している保護者	<ul style="list-style-type: none"> * マイナンバーカード又は通知カード * 詳しくは、市役所家庭福祉課児童家庭係へお問い合わせください。 	
25	心身障害者扶養共済	心身障害者(児)を扶養している人が死亡した後の障害者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中毎月掛金を拠出し、死亡等の後に残された障害者に対し終生年金を支給する。	65才未満の健康な方(特別の疾病・障害がない方)で次の障害者を現に扶養している保護者 障害者の対象者 ① 知的障害 ② 身体障害1～3級 ③ 精神又は身体に永続的な障害があり、①、②と同程度と認められる者	<ul style="list-style-type: none"> * 申請書 * 印鑑 * 各種手帳 * 住民票謄本 * 身分証明書 * 通帳 	

各種減免・割引等制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
26	駐車禁止規制除外指定	必要に応じ駐車禁止区域内(法定禁止区域を除く)でも駐車できる標章を交付する。	障害者手帳の交付を受けている歩行困難な方	詳しくは警察署にお問い合わせください。	・五所川原市社会福祉協議会(本所)でも手続きできます 《34-3494》 五所川原市社会福祉協議会(有料)警察署(無料)
27	バス、タクシー運賃の割引	障害者本人が乗車したバス、タクシー運賃が割引される。 (ただし、精神障害者はバス運賃のみ)	障害者手帳所持者	* 申請不要(乗車時に手帳を提示する)	・バス料金は5割引(定期券は3割引)、タクシー料金は1割引になります。
28	国内航空運賃の割引	身体障害者手帳・愛護手帳所持者に対し国内航空運賃が割引される。	① 12才以上第1種の手帳の所持者(本人及び介護者) ② 12才以上第2種の手帳の所持者(本人のみ)	* チケット発売窓口对身体障害者手帳・愛護手帳を提示し購入してください	・割引率については各社・各路線ごとに異なりますので、詳しいことはチケット発売窓口にて直接お問い合わせください。
29	JR運賃の割引	身体障害者手帳・愛護手帳所持者に対しJR運賃(電車・バス・船)が割引される。 【割引率 50%】	【普通乗車券の場合】 ① 第1種の手帳の所持者(本人及び介護者) ② 第2種の手帳の所持者(本人のみ) 【定期乗車券の場合】 ① 第1種の手帳の所持者(本人及び介護者) ② 第2種の12才未満の手帳の所持者(本人及び介護者) 【回数乗車券の場合】 ① 第1種の手帳の所持者	* チケット発売窓口对身体障害者手帳・愛護手帳を提示し購入してください。 (本人のみ割引を受けられる場合は100kmを超える距離でなければ割引を受けられない)	・詳しくはチケット発売窓口へお問い合わせください。

各種減免・割引等制度

No	種 類	内 容	対 象 者	申請に必要なもの	備 考
30	自動車有料道路 通行料金の割引	割引率50%	<p>【本人運転の場合】</p> <p>① 身体障害者手帳所持者全員</p> <p>② 愛護手帳Aの方</p> <p>【介護者運転の場合】</p> <p>同乗者は、第1種の手帳の所持者</p> <p>① 視覚・聴覚障害者 おおむね1～4級の方</p> <p>② 肢体不自由者 おおむね1～3級の方</p> <p>③ 内部障害者 おおむね1～4級の方</p> <p>④ 愛護手帳Aの方</p>	<p>* 身体障害者手帳・愛護手帳</p> <p>* 車検証</p> <p>* 免許証</p> <p>※ ETCを使用する方は下記の物も</p> <p>* ETCカード</p> <p>* ETC車載器セットアップ申込書・証明書</p>	<p>・申請時に受付にて障害者手帳に割引印を押します。</p> <p>・障害の状況によっては対象にならない場合もありますので、詳しいことはお問い合わせください。</p>
31	NHK放送受信料の減免	全額免除	障害者手帳所持者のいる生活保護受給世帯、又は、住民税非課税世帯	<p>* 障害者手帳</p> <p>* 印鑑</p>	<p>・申請時に受付にて免除申請書を発行します。</p> <p>・放送受信料関係のお問い合わせ、免除申請書等の送付は下記までお願いいたします。 〒030-8633 青森市松原二丁目1-1 NHK青森放送局 営業部 TEL 017-774-5116</p>
		半額免除	世帯主が契約者で下記のいずれかに該当する場合		
			<p>①視覚・聴覚障害者</p> <p>②身体障害者手帳の1・2級</p> <p>③愛護手帳のA</p> <p>④精神保健福祉手帳の1級</p>		
32	NTT無料番号案内	「104」番号案内が無料で受けられる。	<p>①視覚障害者 1～6級の方</p> <p>②肢体不自由者 1～2級の方</p> <p>③愛護手帳所持者</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳所持者</p>	<p>* 身体障害者手帳・愛護手帳・精神障害者保健福祉手帳</p> <p>* 申込書</p>	<p>・申し込みはNTT窓口へ</p> <p>※お問い合わせは TEL 0120-104174</p>
33	携帯電話使用料割引	基本料金、通話料などの割引が受けられる。	障害者手帳所持者	<p>* 障害者手帳</p> <p>* 住所が確認できるもの</p>	<p>・割引率等は各社で異なりますので、詳細は各販売店にてお問い合わせください。</p>
34	青森県立図書館障害者等配本サービス	本を無料で宅配により貸し出しが受けられる。	<p>①両下肢・体幹・移動機能障害者の1級及び2級の方</p> <p>②内部障害者 1～3級の方</p> <p>③愛護手帳Aの方</p>	<p>* 障害者手帳の写し</p> <p>* 利用者登録必要</p>	<p>* 詳しくは青森県立図書館へ</p> <p>* お問い合わせは TEL 017-739-1456</p>

Ⅲ 1 税の減免等

税制上の福祉措置

税の種類	内 容	金 額	窓 口
所 得 税	障害者控除(本人・配偶者または扶養親族が心身障害者の場合)	所得控除 27万円	税務署
	特別障害者控除(上記の障害者が重度である場合)	所得控除 40万円	
	同居特別障害者控除	所得控除 75万円	
住 民 税	障害者控除	所得控除 26万円	市町村
	特別障害者控除	所得控除 30万円	
	同居特別障害者控除	所得控除 53万円	
	前年度所得が125万円以下の障害者	非課税	
個人・事業税	重度視覚障害者(両眼の視力の和が0.06以下の者)が行うあんま・はり等医業に類する事業	非課税	県税事務所
自動車税 自動車取得税	別表1のとおり ※詳しい内容は12ページをご覧ください。	減 免	自動車税事務所 県税事務所
軽自動車税	別表2のとおり ※詳しい内容は13ページをご覧ください。	減 免	市町村
相 続 税	心身障害者(児)が相続により財産を取得した場合	70才までの年齢に対し、1年につき障害者控除6万円、特別障害者控除12万円	税務署
贈 与 税	重度の身体障害者(児)および知的障害者(児)に対して生前に財産の贈与をおこなう場合	6千万円以下の財産を信託銀行に信託する等一定条件のもと非課税	税務署

別表1

自動車税・自動車取得税減免

		本人が運転する場合	家族が運転する場合 (生計同一証明書等必要)
身体障害者			
障害の区分		身体障害者手帳対象等級	
視覚障害		1・2・3・4級	1・2・3・4級
聴覚障害		2・3・4級	2・3級
平衡機能障害		3・5級	3級
音声機能障害		3級 (喉頭摘出のみ)	
上肢不自由		1級・2級の1・2級の2	1級・2級の1・2級の2
下肢不自由		1・2・3・4・5・6級	1級・2級・3級の1
体幹不自由		1・2・3・5級	1・2・3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級 (一上肢のみに機能障害がある場合を除く)	1・2級 (一上肢のみに機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1・2・3・4・5・6級	1・2・3級 (3級は一下肢のみに障害がある場合を除く)
心臓 呼吸器 じん臓 ぼうこう・直腸 小腸	機能障害	1・3・4級	1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級	1・2・3・4級
肝臓	機能障害	1・2・3・4級	1・2・3・4級
知的障害者			
障害の区分		愛護手帳対象等級	
知的障害			A
精神障害者			
障害の区分		精神障害者保健福祉手帳対象等級	
精神障害		精神保健福祉手帳を有する方で、次のいずれかに該当する方 ① 障害の程度が1級であり、通院医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方 ② 障害の程度が1級であり、精神通院医療を受けていることについて、通院している医療機関から証明を受けた方	
減免額の上限 自動車税	上限:税額 45,400円 ①45,400円以下の方 全額減免 ②45,400円超の方 45,400円を超える額を負担		
自動車税継続申請手続	原則不要		
自動車取得税	上限:課税標準額 2,500,000円 ①2,500,000円以下の方 全額減免 ②2,500,000円超の方 2,500,000円を超える額に3%の税率を乗じた額を負担		

※減免対象自動車の所有者は原則として障害者本人または生計を一にする方に限ります。その他詳しくは、県税事務所で、おたずねください。
 ※生計同一証明書については、身体・知的障害の場合は市福祉事務所、精神障害の場合は西北地域県民局地域健康福祉部での交付となります。

別表2

軽自動車税減免

		本人が所有する場合	家族が所有する場合
身体障害者			
障害の区分		身体障害者手帳対象等級	
視覚障害		1・2・3・4級	1・2・3・4級
聴覚障害		2・3・4級	2・3級
平衡機能障害		3・5級	3級
音声機能障害		3級(こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由		1級・2級の1・2級の2	1級・2級の1・2級の2
下肢不自由		1・2・3・4・5・6級	1・2級・3級の1
体幹不自由		1・2・3・5級	1・2・3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・2級(一上肢のみに機能障害がある場合を除く)	1・2級(一上肢のみに機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1・2・3・4・5・6級	1・2・3級(一下肢のみに機能障害がある場合を除く)
心臓	機能障害	1・3・4級	1・3・4級
呼吸器			
じん臓			
ぼうこう・直腸			
小腸			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1・2・3・4級	1・2・3・4級
肝臓	機能障害	1・2・3・4級	1・2・3・4級
知的障害者			
障害の区分		愛護手帳対象等級	
知的障害		A	A
精神障害者			
障害の区分		精神障害者保健福祉手帳対象等級	
精神障害		1級	1級

※減免対象軽自動車の所有者は障害者本人(身体障害者で18歳未満の方、精神及び知的障害者と生計を一にする方の所有する軽自動車を含む)に限ります。その他詳しくは、市役所税務課でおたずねください。

身体障害者用自動車の付属品の取扱い

◎ 消費税	<p>『車 輦』：平成3年10月1日施行、身体障害者用に一定の改造を施された自動車の非課税扱いによる</p> <p>『付属品』：納車時までに自動車と一体として取り付けられている付属品で、下記の品目</p> <ul style="list-style-type: none"> * カーオーディオ * ラジオ * クーラー * エアコン * 空気清浄機（取り付け式） * 字光式ナンバープレート * フォグランプ * アルミホイール * リアスポイラー * ハイマウントストップランプ * エアフォルムバンパー * フロントガード * フードオーナメント（グリル等装飾品） * カーナビゲーション * CD <p>『付属品』：納車時までに備えられる付属品</p> <ul style="list-style-type: none"> * フロアマット * 愛車セット等の付属品も 車輦一体とみなす 	非課税
-------	--	-----

Ⅲ 2 相談事業所・各相談員・各障害者関係団体

相談業務を契約している事業所

事業所	住所	電話番号
あずましや相談支援事業所	037-0033 五所川原市字鎌谷町520-4	34-5861
ラ・プリマベラ	037-0085 五所川原市字芭蕉48-2	38-1332
しあわせセンター うるしかわ	037-0017 五所川原市大字漆川字浅井122-1	34-7964
五所川原リハビリ倶楽部	037-0012 五所川原市大字水野尾字懸樋222-1	38-3521
相談支援事業所もりた	038-2817 つがる市森田町床舞鶴喰104-2	26-3100
相談支援事業 翔	038-3503 北津軽郡鶴田町大字鶴田字押上52	23-1030
社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	037-0033 五所川原市字鎌谷町502-5	34-3494
あーんど相談センター	037-0069 五所川原市若葉三丁目4-3	33-0279
相談センター 八晃園	037-0006 五所川原市大字唐笠柳字村崎242	39-2111
相談支援事業所 虹	037-0015 五所川原市大字姥范字桜木255	34-5505
青松園相談支援事業所	037-0011 五所川原市大字金山字千代鶴142	37-3111
指定特定相談支援事業所こもれび	037-0023 五所川原市大字広田字榊森53-1	33-5015

知的障害者相談員

氏名	住所	電話番号
長岡 ハチエ	037-0069 五所川原市若葉2丁目13-14	35-7523
高田 光子	037-0403 五所川原市十三深津133	62-2237

※在宅、施設入所児（者）の悩みごと、更生援護の相談等に必要な助言等の指導を行います。
面会、電話等でも受け付けておりますのでご遠慮なくお尋ねください。

身体障害者相談員

氏名	住所		電話番号
小野 光子	037-0076	五所川原市大字小曲字沼田 2 0 - 6	35-6894
古川 フミエ	037-0203	五所川原市金木町喜良市桔梗野 6 1 - 2	52-5141
白川 孝治	037-0401	五所川原市相内 1 2 0 - 2	62-2535
鶴谷 ヨシ	037-0072	五所川原市字川端町 5 2	35-9101

障害者関係団体

団体名
五所川原市身体障害者福祉会
西北五手をつなぐ育成会
西北五視力障害者福祉会
五所川原ろうあ協会
五所川原市地域家族会さくらの会

※各団体の連絡先等については、家庭福祉課へお問い合わせください。

※ 1 障害福祉サービス一覧

※平成25年4月から難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっています。詳細については、家庭福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

障害福祉サービス一覧

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動の介護などを行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、主として昼間に、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気になった場合などに、施設で短期間(夜間を含む)、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整及び雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導等を行います。
	自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等を行い、必要な情報提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児に、放課後又は夏休み等の休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、学校教育と相まって障害児の自立を促すとともに、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	障害児に対して、保育所や児童が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

※ 2 日常生活用具の紹介、補装具費の支給

※平成25年4月から難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となりました。詳細については、家庭福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方。	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）	障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000円
			上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等	
			視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上）身体障害者であって、必要と認められる方。	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円
	点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の方。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。	
(1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製			(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している方又は就労が見込まれる方。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方。	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	85,000円	

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の方。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円
	視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方。ただし、原則として学齢児以上の方	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円
	盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の方	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	71,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 8,100円 電動式 70,100円
	福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切替のみ 2,000円

日常生活用具の紹介

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額
情報・意思疎通支援用具	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯。	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,700円
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している方又は就労が見込まれる方。	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害の程度が2級以上の障害者（児）	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	29,000円
排泄管理支援用具	ストマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋	蓄便袋 月額 8,858円
			蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄尿袋 月額 11,639円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの。	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
介護・訓練用支援用具	特殊寝台（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円
	特殊マット（※）	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の方。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円

（※）介護保険が優先されます。

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額
介護・訓練 用支援用具	特殊尿器（※）	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方。	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の方。	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円
	体位変換器（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の方	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円
	移動用リフト（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし原則として3歳以上の方	介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者で原則3歳以上の方。	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円
	訓練用ベッド（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者で原則学齢児以上の方	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	159,200円
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の方。	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる方	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	36,000円
	電気式たん吸引器			56,400円
	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）		17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の方。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円

（※）介護保険が優先されます。

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額
在宅療養等 支援用具	盲人用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の方。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要とみとめられる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、使用者が容易に使用し得るもの。	157,500円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（※）	下肢・体幹機能障害等3級以上の方	手摺り取り付け、段差の解消など	200,000円
自立生活支 援用具	入浴補助用具（※）	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする方。ただし、原則として3歳以上の方。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円
	便器（※）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方。	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円
	T字状・棒状のつえ（※）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方。	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	4,460円
自立生活支 援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする方。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ・身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 （ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）	60,000円 (手すり 5,400円)
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの。 ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円

（※）介護保険が優先されます。

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額
自立生活支援用具	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な方。ただし、原則として学齢児以上の方。	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方で、五所川原地区消防事務組合火災予防条例で定める場所に設置する方に限る。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯又はこれに準ずる世帯。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円
	自動消火器（※）	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な方。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な方のみの世帯又はこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円
	電磁調理器（※）	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の方。	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円

（※）介護保険が優先されます。

（注）

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

補装具費の支給

※平成25年4月から難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となりました。詳細については、家庭福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

区 分	障害者相談センターの 判定を要するもの	援護の実施機関限りで決定できるもの
新 規 交 付	義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす (オーダーメイド)・電動車いす・重度障害者 用意志伝達装置	①盲人安全つえ・歩行補助つえ(一本杖を除く)・ 眼鏡・義眼・車いす(レディメイド)・歩行器 ②座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、 排便補助具(児童に限る)
再 交 付	義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす (オーダーメイド)・電動車いす・重度障害者 用意志伝達装置であって、特に医学的判定を要 するもの	(1) ①盲人安全つえ・歩行補助つえ(一本杖を除 く)・眼鏡・義眼・歩行器・車いす(レディメイド) ②座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・ 排便補助具(児童に限る) (2) 義肢・装具・座位保持装置・眼鏡・補聴器・ 車いす(オーダーメイド)・電動車いす・ 重度障害者用意志伝達装置であって、 特に医学的判定を要しないもの
借 受 け	義肢・装具・座位保持装置の完成用部品	歩行器・座位保持椅子
修 理	義肢・補聴器・車いす・電動車いす・重度障害 者用意志伝達装置であって、特に医学的判定を 要するもの	(1) ①装具・座位保持装置・眼鏡・盲人安全つえ・ 歩行器・歩行補助つえ (一本杖を除く)・義眼 ②座位保持いす・起立保持具・ 頭部保持具・排便補助具(児童に限る) (2) 義肢・補聴器・車いす・電動車いす・ 重度障害者用意志伝達装置であって、 特に医学的判定を要しないもの

※ 3 JR旅客運賃割引

J R 旅 客 運 賃 割 引

種 別		乗 車 券	割 引 内 容		割引率
第1種 身体障害者	単独	普通	片道100キロを超える旅行のとき		5割
		回数	*		*
		急行	*		*
		定期	*		*
	介護者つき一名	普通	身体障害者・介護者とも		5割
		回数	身体障害者・介護者とも		5割
		急行	障害者・介護者とも(特別急行券は除く)		5割
		定期	身体障害者・介護者とも 1. 障害者が小児の場合は介護者のみ 2. 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売		5割
第2種 身体障害者	単独	普通	片道100キロを超える旅行のとき		5割
		回数	*		*
		急行	*		*
		定期	*		*
	介護者つき一名	普通	*		*
		回数	*		*
		急行	*		*
		定期	障害者が小児(12歳未満)のとき	身体障害者	*
		介護者	通勤定期乗車券を発売	*	
	上記以外	*		*	

※ 4 更新手続

(福祉サービスを継続して利用する場合で、市家庭福祉課障害福祉係に毎年更新手続きが必要なもの及び届出時期)

Ⅱ 福祉サービスの番号	更新時期		備 考
	制度利用の申請等	税額等の届出	
3 支援給付		6月から7月	
4 障害児通所支援		6月から7月	
5 移動支援事業	3月	6月から7月	支援給付に準ずる
6 日中一時支援事業	3月	6月から7月	支援給付に準ずる
7 地域活動支援センター事業	3月		
11 訪問入浴サービス事業	3月	6月から7月	支援給付に準ずる
14 福祉タクシー事業	4月		
17 生活支援事業	3月		
19 意思疎通支援者派遣事業	3月		
20 特別障害者手当	8月から9月	8月から9月	
21 障害児福祉手当	8月から9月	8月から9月	
22 重度心身障害者医療費助成制度	9月	9月	

* 制度改正等がある場合は、届出時期の変更があります。

